


所管部課	学校教育部 学校教育課 指導室		部長	阿部 晴彦		
件名	平成28年度東大和市外国人学校児童・生徒保護者負担軽減事業補助金 交付要綱外3件について			区分	1 審議事項 ○ 2 報告事項	
関係事項	条例規則	学校教育法、生活保護法、東大和市補助金等交付規則				
	部課機関	給食課				
<p>1. 要旨</p> <p>下記要綱について、年度改正（平成27年度を平成28年度）等をして継続施行したい。</p> <p>①平成28年度東大和市外国人学校児童・生徒保護者負担軽減事業補助金交付要綱（学校教育課）</p> <p>②平成28年度東大和市就学援助費支給要綱（学校教育課）</p> <p>③平成28年度東大和市特別支援教育就学奨励費支給要綱（学校教育課）</p> <p>④平成28年度東大和市公立学校研究会補助金交付要綱（指導室）</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>②については準要保護の認定基準額を生活保護基準の1.3倍から1.45倍に変更し、生活保護基準の見直しによる影響が出ないようにする。</p> <p>②、③についてはマイナンバーの利用開始に伴い様式の一部を変更する。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>平成28年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>補助金等の交付について、公正な運用に資することができる。</p>						
2. 経過（現時点に至るまでの経過）						
3. 留意事項（問題点等）						
4. 主管部処理案（検討結果等）						
<p>庁議付議後、制定手続きを進めたい。</p>						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。